



健感発第0531001号  
平成18年5月31日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



予防接種法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令及び予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令の施行について（施行通知）

予防接種法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（平成18年政令第210号。以下「改正政令」という。）及び予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令（平成18年厚生労働省令第128号。以下「改正省令」という。）が平成18年6月2日公布され、同日から施行される。改正政令及び改正省令の趣旨及び主な内容は、下記のとおりであるので、貴職におかれては、貴管下市町村及び関係機関等へ周知を図るとともに、その実施に遺漏のないようにされたい。

なお、この通知において予防接種法（昭和23年法律第68号）を「法」と、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）を「令」と、予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）を「施行規則」と、予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）を「実施規則」と略称する。

おって、「麻しん及び風しんに係る定期の予防接種等に関する留意事項について」（平成17年8月3日付け健感発第0803001号本職通知）、「麻しん及び風しんに係る定期の予防接種の未接種者への積極的勧奨について」（平成17年9月21日付け健感発第0921001号本職通知）及び「麻しん及び風しんに係る定期の予防接種の未接種者への積極的勧奨について」（平成17年12月22日付け本職通知）は、廃止する。

本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的な助言である。

## 記

### 第1 改正の概要

#### 1 定期の予防接種の対象者（令第1条の2の表関係）

麻しん又は風しんに係る定期の予防接種の対象者について

予防接種法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第264号）の施行の日（平成18年4月1日）前に麻しん又は風しんに係る予防接種を受けた者について、同令による改正後の令の規定が適用されることとなることに

伴い、第1期及び第2期の接種の対象者を次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める者とする。

- ア 第1期の予防接種 生後12月から生後24月に至るまでの間にある者
- イ 第2期の予防接種 5歳以上7歳未満の者であつて、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの

2 予防接種済証の様式（施行規則第4条の2 様式第3関係）

麻しん又は風しんに係る定期の予防接種を受けた者に交付する予防接種済証の様式を改めたこと。

3 定期の予防接種の実施に関する事項（実施規則第13条及び第14条関係）

- (1) 麻しんの第1期又は第2期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しんワクチンを用いて接種を行うこと。
- (2) 風しんの第1期又は第2期の予防接種は、乾燥弱毒生風しんワクチンを用いて接種を行うこと。
- (3) 麻しん及び風しんについて同時に行う第1期又は第2期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを用いて接種を行うこと。
- (4) 麻しん又は風しんの第1期又は第2期の予防接種の接種量は、いずれも0.5ミリリットルとすること。

第2 施行期日

平成18年6月2日

第3 留意事項

- 1 改正政令の施行の日（平成18年6月2日）以降、定期の予防接種においては、麻しん及び風しんの単抗原ワクチンの接種が制度上可能となるが、麻しん及び風しんの双方の疾病に係る予防接種率の確保及び向上並びに被接種者の利便性、経済的及び肉体的負担の軽減等の観点から、3に規定する者を除き、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを接種勧奨することが当該疾病の発生及びまん延を予防し、公衆衛生の向上及び増進に資するとともに、副反応による健康被害の危険をできる限り少なくする観点からも適当であることに留意の上、予防接種率の確保及び向上に遺漏のなきを期すること。
- 2 従前の乾燥弱毒生麻しんワクチン及び乾燥弱毒生風しんワクチンのいずれをも接種した者並びに当該ワクチンのいずれかを接種した者については、予防接種法施行令の一部を改正する政令による改正後の令の規定による第1期の予防接種に相当する接種を既に受け、免疫を獲得している者に該当することから、当然に、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを、麻しん及び風しんについて

同時に行う第1期の予防接種として、当該者に対し再び接種することはできないので、念のため留意すること。

- 3 乾燥弱毒生麻疹ワクチン又は乾燥弱毒生風疹ワクチンのいずれか一方の接種を受けた者及び麻疹又は風疹のいずれか一方に罹患したことがある者については、当該他方の単抗原ワクチンを接種することが制度上可能となること、市町村においては、当該市町村において当該者及び特に単抗原ワクチンの接種を希望する者に対し接種できる合理的な体制を確保することに留意しつつ、予防接種率の確保及び向上に資する適切な接種体制を確保すること。
- 4 第2期の予防接種は、第1期の予防接種によって免疫の獲得が不十分な者又は接種後期間の経過に伴い免疫が低下した者に対する免疫の付与又は強化を行うことを目的として、集団生活を開始する小学校就学前に接種勧奨を行うこととする趣旨であることにかんがみ、改正政令の施行に伴い、第2期の予防接種の対象者に接種勧奨を行う場合にあっては、改正政令の円滑な施行の確保に配慮しつつ、被接種者の接種の便宜等も併せ勘案して、改正政令の施行直後に接種勧奨が過度に集中することのないよう、平成18年度においては、計画的な接種勧奨の推進に努めること。
- 5 従前の麻疹又は風疹の定期の予防接種の対象者であって市町村におけるやむを得ない事情により当該予防接種を受けることができなかった者のうち、改正政令の施行の日以後において第1期の予防接種の対象とならないもの等については、市町村において、地域の実情に応じて、法に基づかない予防接種に対する接種費用の負担が法に基づく予防接種と同等となるように、平成19年3月31日までの間、特段の配慮を行うとともに、法に基づかない予防接種についても、当該予防接種が予防接種事故賠償補償保険制度の対象となるよう、併せて配慮されたい。